

## 利用上の注意

1 本書は、製造業について「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）との時系列比較を可能とするために、「平成24年経済センサス-活動調査」（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、平成25年8月27日に国が公表した「平成24年経済センサス-活動調査（確報）産業横断的集計」（以下「産業横断的集計」という。）の製造業の結果とは異なっている。

2 本書において、「平成23年」の数値は活動調査、「平成22年」以前の数値は工業統計である。

調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、活動調査は平成23年1年間、工業統計は調査年1年間の数値である。また、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は、活動調査は平成24年2月1日現在、工業統計は調査年の12月31日現在の数値である。

3 従業者、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計したため、産業横断的集計の結果とは異なるものとなっている。

4 事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

### （1）一般的な方法

中分類（2桁）ごとに出荷額等を合計し、その額の最も多いものによって中分類を決定する。次に、決定された中分類のうち、前記と同様な方法によって小分類（3桁）、さらに細分類（4桁）を決定する。

### 【例】製造業収入のみの場合

品目番号	製造品目名	製造品出荷額等
244619	その他の製缶板金製品	1,000万円
266111	数値制御旋盤	500万円
266212	精整仕上装置	400万円
263512	工業用ミシン	700万円
292111	アーク溶接機	1,500万円
合 計		4,100万円

中分類ごとに出荷額を合計すると、  
「24 1, 000万円」「26 1, 600万円」「29 1, 500万円」で、  
「26」>「29」>「24」となり、この事業所の中分類は「26生産用機械」となる。  
また、決定された中分類「26」を構成する小分類ごとに出荷額等を合計すると、  
「266 900万円」「263 700万円」で、  
「266」>「263」となり、小分類は「266」となる。  
同様に、細分類は、「2661 500万円」「2662 400万円」で、  
「2661」>「2663」となり、細分類は「2661」となる。

## (2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「熱間圧延業」、「鋼管製造業」の2産業である。

これらの基準に基づき多種の品目を製造している事業所の場合、上記により格付けされた分類に1事業所として集計した。(事業所数)

また、出荷額等も格付けされた分類に事業所全体の合計額を集計した。

ただし、品目別統計表および特産工芸品目統計表は、産業格付に関係なく、品目ごとに集計したものであり、多種の品目を製造している事業所は、それぞれの品目で1事業所として集計した。(産出事業所数)

また、出荷額等もそれぞれの品目ごとの金額を集計した。

5 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。したがって、構成比についても合計と内訳が一致しないところがある。

6 該当数字がないものおよび分母が0のため計算できないものは「-」、単位未満は「0」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」、さらにプラスのものは本文においては「+」で表した。

「X」は、集計対象となる事業所が1または2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1または2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

さらに平成23年が秘匿する必要のない箇所、平成22年が秘匿であった場合、前年比の

みを「X」とした。

7 平成19年調査（従業者数4人以上の事業所を対象に実施）において、調査対象事業所の精査を行うとともに、調査項目の変更が行われた結果、平成19年以降の数値と平成18年以前の数値が単純には比較できなくなった。また、平成20年調査（全事業所を対象に実施）においては、従業者数3人以下の調査対象事業所の精査が行われた結果、全事業所を対象とした過去の数値（平成20年の直前は平成17年）と単純には比較できなくなった。

そのため、平成19年については平成18年（4人以上の事業所）と、平成20年については平成17年（全事業所）との対比ができるように、実際の数値とは別に、変更前の調査対象、項目にあわせた「調整値」を便宜的に集計し、対前回比を算出した。

8 表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおり。

省略表示	産業名	省略表示	産業名
9 食料品	食料品製造業	21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
10 飲料・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業	22 鉄鋼	鉄鋼業
11 繊維	繊維工業	23 非鉄金属	非鉄金属製造業
12 木材	木材・木製品製造業	24 金属	金属製品製造業
13 家具	家具・装備品製造業	25 はん用機械	はん用機械器具製造業
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	26 生産用機械	生産用機械器具製造業
15 印刷	印刷・同関連業	27 業務用機械	業務用機械器具製造業
16 化学	化学工業	28 電子・デバイス	電子部品・デバイス・電子回路製造業
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	29 電気機械	電気機械器具製造業
18 プラスチック	プラスチック製品製造業	30 情報通信機械	情報通信機械器具製造業
19 ゴム	ゴム製品製造業	31 輸送機械	輸送用機械器具製造業
20 皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業	32 その他	その他の製造業(眼鏡・漆器等)

9 広域市町村圏は、下記のとおりである。

広域圏	圏内市町
福井坂井地区	福井市、あわら市、坂井市、永平寺町
大野勝山地区	大野市、勝山市
丹南地区	越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町
嶺南地区	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

10 平成21年までは、特定年次（西暦末尾0, 3, 5, 8の年）は全数調査、それ以外の年は従業者4人以上の事業所を調査対象（裾切り調査）として実施。

平成22年は西暦末尾が0の年であるが、裾切り調査として実施し、平成23年

は「経済センサスー活動調査」（全数調査。5年ごとに実施。）の中で、必要事項を集計した。

平成24年は、裾切り調査として実施し、平成25年以降は、「経済センサスー活動調査」実施の前年は工業統計調査を行わず、「経済センサスー活動調査」の中で必要事項を把握し（全数）、工業統計調査は、裾切り調査として実施予定。

- 1 1 本書に掲載された数値を転載するときは、必ず「福井県の工業（福井県総合政策部政策統計・情報課）」による旨明記すること。

なお、この結果表は本県独自で集計したものであり、経済産業省が公表する数値と相違することがある。

本書についての照会等は下記へお願いします。

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総合政策部 政策統計・情報課 産業統計グループ

TEL (0776) 20-0272 (ダイヤルイン)